

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	都市整備局市街地整備部住環境整備課（防災・耐震化計画グループ）（06-6208-9622）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	基準適合認定建築物に係る認定の取消し
概要	建築物の耐震改修の促進に関する法律では、所管行政庁は、基準適合認定建築物が当該認定基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができるとされています。
根拠法令等 及び条項	建築物の耐震改修の促進に関する法律第22条第2項及び第23条
処分基準	<ul style="list-style-type: none">・ 建築物の耐震改修の促進に関する法律第23条等の規定に適合していること。・ 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。（第22条第1項）・ 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。（第22条第2項）・ 所管行政庁は、基準適合認定建築物が前条第二項の基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。（第23条）
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000260131.html
備考	